

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成25年9月3日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成25年7月10日（水）午後2時9分頃、教育委員会教育部教育政策課職員の運転する公用車が、国道2号の風呂ヶ迫交差点付近で前方に停車中であった相手方車両に追突し、相手方車両が破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥188,654-

2 専決処分の年月日

平成25年8月4日

(参考)

事故状況図

